

# 2022年度 名簿登録研修（フォローアップ研修）開催要項

## 1. 研修の目的

- ① 成年後見人等としての活動に必要な権利擁護や成年後見に関する専門的知識・技術を習得する。
- ② ぱあとなあひろしまの名簿登録を行い、成年後見人等として活動を開始する時に必要な知識・技術を習得する。  
※ 本研修は2022年度研修等の2単位となっております(名簿登録規定第10条2項第3号参照)。今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、名簿登録更新のための単位制は適用されませんが、次年度以降については、単位制の適用が再開される予定です。

## 2. 対象者

- ① 2022年度成年後見人材育成研修修了者
- ② 2021年度までの人材育成研修又は養成研修修了者で名簿登録を希望する者(過去に名簿登録していた方が今年度までに抹消されている場合も含む。)
- ③ ぱあとなあひろしま名簿登録者

## 3. 開催日

2022年11月13日(日) 9:30~17:00 (9:15~受付)

※30分以上の遅刻・早退は欠席扱いとなりますのでご注意ください。

## 4. 会場 広島県社会福祉会館2階 講堂

※新型コロナウイルス感染予防のため、開催2週間前からの健康観察表を提出していただきます。

※感染状況によってはオンライン会議（Zoom ミーティング）とさせていただきます。

## 5. 定員 40名程度

## 6. 受講費 3,000円

受講決定者には、申込時のメールアドレスに受講可否の通知と合わせて、振込先をご案内します。必ず指定期日までに納入をお願いします。

また、本会のメールアドレスを迷惑メール設定から外しておいてください。

## 7. 申込方法

右QRコードまたは下記URLよりお申込み下さい。

<https://a830449c.form.kintoneapp.com/public/2022meibotourokukensyu>



## 8. 申込期

2022年10月6日(木)まで

## 9. お問い合わせ先 公益社団法人 広島県社会福祉士会事務局 (担当: 三谷<sup>みたに</sup>・向垣<sup>むこうがいち</sup>内)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内4階

TEL: 082-254-3019

e-mail: [partner-2020@htc.or.jp](mailto:partner-2020@htc.or.jp)

## 10. プログラム（予定）

	課目	課目の目標
9:30～ 9:40	1 ぱあとなあひろしまの仕組みについて	1 研修の体系と目的を確認する（研修ガイダンス）。 2 ぱあとなあひろしまの仕組みとぱあとなあ名簿登録・更新について理解する。
9:40～ 10:30	2 ぱあとなあひろしまにおける受任の実際	1 広島県における受任候補者推薦から受任まで、及び受任後の流れを理解する。 2 ぱあとなあ初回から終了までの報告書の提出方法を理解する。
10:40～ 11:30	3 受任後の実務	1 家庭裁判所への財産目録及び初回報告の提出に必要となる受任直後の事務を理解する。 2 定期的に行われる実務について、必要事項の確認、必要性、注意事項、やり方、考え方のバリエーションを学ぶ。 3 記録、専門職として後見事務を行うにあたっての視点と方法を学ぶ。
11:40～ 15:00 ※昼休憩 50分	4 演習 (後見計画策定演習)	1 事例に基づいて検討することで、後見業務の実際について理解を深める。 2 成年後見人等として、受任直後に行う財産の調査及び目録の作成事務について理解する。 3 今後1年くらいに想定される後見事務を中心に後見計画を策定し、後見業務の見通しをたてる。
15:10～ 16:50 ※休憩 10分	5 後見人のリスクマネジメント	1 法に想定される成年後見人の権限、義務、基本姿勢を把握する。 2 後見活動におけるリスクについて理解する。 3 ぱあとなあが行うフォロー体制について理解する。 4 不正防止策としての後見監督人と後見制度支援信託について理解する。 5 ぱあとなあの一員として、受講者自身は何をするのか考える。
16:50～ 17:00	6 研修のまとめ	1 成年後見人人材育成研修、名簿登録研修で学んだ内容を振り返る。 2 研修修了後の名簿登録、候補者調整、受任、活動報告書の流れを理解する。

※ 課目4は「事前課題」があります。内容や提出方法については、後日ご案内します。

※「権利擁護と成年後見実践」（民事法研究会）等、成年後見人人材育成研修（成年後見人養成研修）で使用したテキストを研修テキストとして使用しますので、ご持参ください。

\* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \* ~ \*

### 【自然災害・新型コロナウイルス感染拡大等による中止について】

- ・当日自然災害、荒天等により広島県内に特別警報、避難指示等が発令された場合、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令された場合等は、事務局にて中止の判断を行います。
- ・中止の場合は、11月11日（金）16時までに広島県社会福祉士会のホームページにてお知らせします。